

蕨市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

蕨市営住宅設置及び管理条例（平成9年蕨市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ク(イ)中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

蕨市長 賴高英雄